

青色申告

蒲田会報

No. 811

令和4年12月号

ホームページのパスワード

t3eg

発行人 江川 慎 郎

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号

TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381

http://www.kamata-aoiro.or.jp

源泉所得税年末調整指導会は電話による完全予約制となります

源泉徴収義務者となっている方は、源泉所得税の納付と年末調整をお忘れなく!!

従業員、青色事業専従者がいる事業主の方は、その支払給与から源泉所得税を預かり、納付する義務があります。事務局では年末調整の指導を完全予約制で行いますので、下欄の注意事項と2ページの必要書類をご確認の上、電話予約をしてください。

納期の特例を適用している方の令和4年7月から12月までの源泉所得税の納付期限は令和5年1月20日(金)です。1日でも納付が遅れますと、加算税と延滞税等がかかる場合があります。また、納付税額が「0円」であっても、支給の金額等を領収済通知書に記入し、提出しなければなりませんのでご注意ください。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種の有無に関わらず、事務局へご来局される方は1名のみ、事前に検温・手指消毒を行い、不織布マスクを(鼻からあごを覆うように)正しく着用することを必須とさせていただきます。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

開催日	予約開始日
① 令和4年12月12日(月)～16日(金)	11月29日(火)
② 令和4年12月19日(月)～27日(火)	12月6日(火)
③ 令和5年1月5日(木)～10日(火)	12月20日(火)

・開催時間：9：00、9：30、10：00、10：30、11：00、13：00、13：30、14：00、14：30、15：00

※予約時間は、給与支払者数、他の会員の方の予約状況等を考慮して承ります。

・予約電話番号：03-3732-1310

※予約は、平日の9：30～11：30、13：30～16：00、お電話にて承ります。

なお、指導希望日当日と12月28日～1月4日は予約の受付が出来ませんので、ご了承ください。

また、令和5年1月11日(水)以降は決算指導となりますので、年末調整のご予約は承れません。

年末調整の指導をご希望の方は、1月10日(火)までに指導が受けられるよう、必ず事前予約をお願いいたします。

・会場：事務局

・注意事項と必要書類：下欄と2ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大の予防策を検討した結果、年末調整指導会を完全予約制とし、年末調整指導を受ける会員の皆様には事前準備をお願いすることになりましたので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

◆ 電話による完全予約制となります←お待ちになる間、会員同士の接触が避けられます

◆ ワクチン接種の有無に関わらず、事務局へご来局される方は1名のみ、事前に検温・手指消毒を行い、不織布マスクを(鼻からあごを覆うように)正しく着用することを必須とさせていただきます。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。

←万一、新型コロナウイルスを保持している場合に備えられます

◆ ご自宅にて、源泉徴収簿・基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・給与支払報告書(個人別明細書と総括表)の記入・記載をして(2ページ参照)、その記載済みのものをご持参ください←接触時間を短縮できます

※記載方法等が分からない方は、税務署より送付される「領収済通知書(納付書)」に同封されている「令和4年分 年末調整についてのお知らせ」チラシに記載されている国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。①令和4年12月12日(月)～16日(金)の期間に、記載方法等の指導を受けてください。

◆ ボールペン・電卓をご持参ください←接触によるウイルス感染が防げます

源泉所得税年末調整指導会開催の必要書類と注意事項**・必要書類**

- ① 令和4年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿（一人別徴収簿）
※支給月日・総支給金額・社会保険料等の控除額・算出税額と、それぞれの合計金額を記入して、その記入したものをご持参ください。
- ② 令和4年分（2022年）給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
※「給与支払報告書（個人別明細書）」には給与の支払いを受ける者とその控除対象配偶者・控除対象扶養親族等のマイナンバーの記載が必要となりますので、従業員・青色専従者本人に、本人とその配偶者・扶養親族等の個人番号の記載を求め、その記載したものをご持参ください。
- ③ 令和4年分給与所得者の基礎控除申告書・給与所得者の配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書
※従業員・青色専従者本人に、本人の氏名・住所と、配偶者控除等を受ける場合は、その合計所得金額の記載を求め、その記載したものをご持参ください。なお、令和2年分より「基礎控除」が改正され、この控除を適用するためには、従業員・青色専従者から「基礎控除申告書」の提出を受ける必要があります。万一、「基礎控除申告書」がない場合、年末調整が出来ませんので、ご了承ください。
- ④ 令和4年分給与所得者の保険料控除申告書とその各種証明書
※従業員・青色専従者本人に、控除証明書を参考にその金額の記載を求め、控除証明書（生命保険料・地震保険料等の控除証明書、国民健康保険の支払金額がわかるもの、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書等）と共に、完記したものをご持参ください。
- ⑤ 給与支払報告書（個人別明細書と総括表）
※原則として区役所より送付されますので、支払を受ける者（従業員や青色事業専従者）と支払者（事業主）の住所・個人番号・氏名を所定の箇所に記載し、その記載したものをご持参ください。
- ⑥ 領収済通知書（納付書）
※税務署より送付されたものをご持参ください。
- ⑦ 令和4年1月～令和4年6月分の領収証書（納付書の控え）
- ⑧ 事業主の印鑑
- ⑨ 筆記用具（ボールペン）、電卓

・注意事項

- イ 平成29年より、領収済通知書（納付書）や年末調整のしかたと同封されていた「給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」等は配布されておられません。必要な方は、事務局又は税務署や国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）にて入手してください。特に、年末調整（基礎控除や保険料控除等）を受ける従業員、青色事業専従者のいる方は、年末調整指導を受ける前に上記の方法で入手し、給与所得者本人に記載・提出を求めてください。
- ロ 令和元年分までは、給与の支払いを受ける者が大田区の場合、当会で「給与支払報告書」をお預かりし、大田区へ提出しておりましたが、法令順守の観点から、令和2年分より事業主ご本人にご提出いただくようになりましたので、ご了承ください。
なお、給与支払報告書が送付されない場合、事務局又は大田区又は税務署等でも配布しておりますので、年末調整指導を受ける前に上記の方法で入手し、税務署より送付される「領収済通知書（納付書）」に同封されている「令和4年分 年末調整についてのお知らせ」チラシに記載されている国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」を参考に必要事項を記入・記載し、その記入・記載したものをご持参ください。
- ハ 新型コロナウイルス等の感染症の予防策として、必要書類が不備の方は、再来局をお願いいたしますので、ご了承ください。なお、記入・記載の仕方等が分からない方は事前に説明をいたしますので、令和4年12月12日（月）～16日（金）の期間に記入・記載の仕方等の指導を受け、必要書類を準備し、再来局をお願いいたします。

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

ワンポイント情報

電子帳簿等保存制度の概要

～令和4年1月1日から、電子帳簿保存法が新しくなりました～

① 電子帳簿等保存

帳簿（正規の簿記の原則に従って作成された帳簿のみ）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下、データのままで保存等ができる

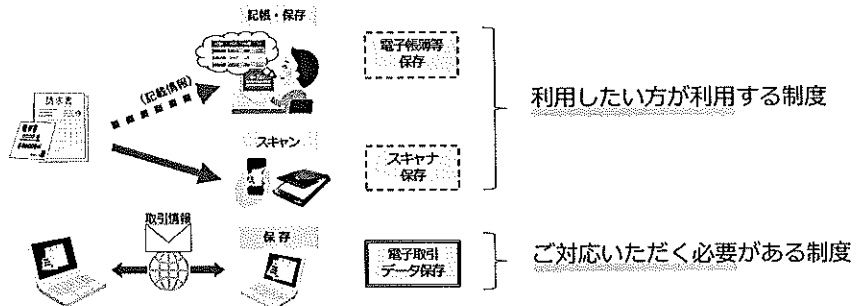
② スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができる

③ 電子取引データ保存

所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやりとりをデータで行った場合には、一定の要件の下、やりとりしたデータを保存することが必要

- ◆令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。
- ◆令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。



● 電子保存の開始に当たって、特別な手続は、必要ありません（下表の「その他」の電子帳簿）。

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。ただし、帳簿の電子保存については、原則、課税期間の途中から適用することはできません。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置等の適用を受けるためには、所轄税務署長宛、あらかじめ（軽減措置等の適用を受けようとする国税の法定申告期限まで）届出書を提出する必要があります（下表の「優良」な電子帳簿）。

● 帳簿・書類を電子データで保存したい場合はどうしたらいいの？

下表を参考に、ルールに基づいてデータを保存してください。

保存要件概要		帳簿		書類
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	— ^{※3}
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○ ^{※1}	—	— ^{※3}
	③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○ ^{※1}	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと		— ^{※1}	○ ^{※2}	○ ^{※3}

※1 検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。
 ※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要。
 ※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、**国税庁 電子帳簿保存法** で **検索**

都税だより

☆年末年始における窓口業務のご案内

都税の納付	12月28日(火)	12月29日(水)	1月4日(火)
都税の申告(申請)書の受付	○	○	○
証明書の発行	○	×	○

○ご利用できます Xご利用できません

※閉庁期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、コンビニエンスストアでは納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。また、パソコン等からのクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご利用ください。

☆12月は固定資産税・都市計画税

第3期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、12月27日(火)までにお納めください。

【お問い合わせ先】大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

◎決算準備個別指導会開催のご案内

正しい申告をするためには、正しい記帳に基づき、決算が必要不可欠です。

特に、青色申告特別控除55万円を目指す方、決算仕訳が分からない、貸借対照表が一致しない、原始記録との照合が出来ていない等の方は、確定申告の指導時に帳簿を確認することは出来かねますので、必ず指導会へご参加ください。また、例年、確定申告の指導が1回では終わらない方も、必ず指導会へご参加ください。なお、個別指導となりますので、予約制となります。事前に事務局までご連絡ください。

・日 程：11月28日(月)～12月9日(金) (土・日は除く)

・開催時間：9時30分・10時30分
13時・14時

・会場：事務局

・持ち物：仕訳日記帳(伝票)と総勘定元帳(ジョブカン会計サポートをお申込みの方は、ノートパソコン Windows 8.1以降のみ) 原始記録(預金通帳、請求書、領収書等) 筆記用具等

※新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種の有無に関わらず、事前に検温・手指消毒を行い、不織布マスクを(鼻からあごを覆うように)正しく着用することを必須とさせていただきます。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。

◎お願い

住所・電話番号、その他の変更等や、事業を廃業された場合は、変更届・退会届等の書類の作成と税務署への届出が必要になりますので、事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

◎年末年始休暇のお知らせ

12月29日(木)から令和5年1月4日(木)までは、年末年始休暇のため事務局を閉めさせていただきます。

なお、28日(水)は大掃除のため事務局では業務を行いませんので、ご了承ください。新年は令和5年1月5日(木)より業務を開始いたします。

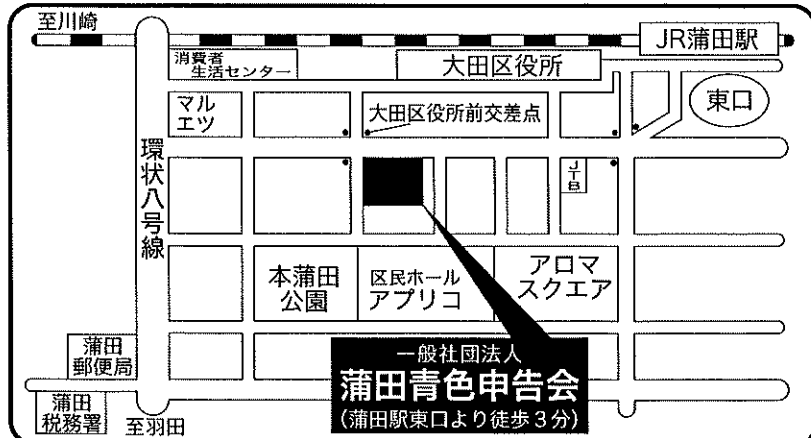
青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

12月23日(金)に令和5年2月～4月分を指定口座から引落します。残高不足にならないようご注意ください。なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしません。

入会金 2,000円
会費 年額24,000円 (月額2,000円)

一般社団法人 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



十一月 事業報告

- 七日 東青連2ブロック局署会合同協議会
- 八日 「説明会方式による記帳指導」業務
- 九日 「会計ソフトを利用した記帳指導」業務
- 一〇日 蒲田税務五団体連絡協議会「署長講演会」
- 一四日～二五日 記帳確認指導会
- 二五日 執行部会
- 二八日～三〇日 決算準備個別指導会・令和4年入会者記帳確認指導会兼決算説明会